

お金／保険

駐在員が赴任すると、給与振込のための銀行口座を開設する必要があります。インド国内で米ドル口座は開設できませんが、ルピー口座を開設することは可能です。

海外から米ドルや円などで送金した場合は、自動的にルピーに換金されて口座に入金されます。

銀行について

1. 銀行口座の開設

一般的には勤務先が指定する銀行の、所定の口座開設依頼関係書類、本人確認資料（パスポート、外国人登録証〔写〕など）、PAN カード〔写〕、パスポートサイズの証明写真などを提出することで手続きが完了します。銀行によっては、その銀行に口座を開設している人からの推薦状や、勤務先からのアポイントメントレター（雇用証明）、居住証明書を要求されることもあります。詳細は勤務先の経理担当か、銀行窓口で照会のこと。

※大手地場銀行のほとんどがインターネットバンキングにも対応しています。

※インドのルール上、定期的にパスポートや外国人登録証などの本人確認資料の提出を求められることがあります。

2. 銀行口座の解約

基本的な考え方として、口座開設・維持は当地で居住することが前提条件となるため、帰任が決まったら口座解約の手続きが必要です。また口座解約には時間がかかるため、余裕をもって手続きを開始すること。将来年金や税金などの還付金を受け取る予定がある場合は、その受け取り口座として、通常の口座を非居住口座へ切り替えることが可能です。非居住口座に切り替えれば、帰任後も還付金を受け取るまで口座を維持することができます。

3. 小切手

当地では各種支払いに小切手を利用するのが一般的です。口座を開設する際に小切手帳発行依頼書を提出すれば、数日後、25～50枚綴りの小切手帳が発行されます。その後もオンラインバンキングなどでも追加注文することが可能です（郵送での受け取り）。銀行によっては、ジョイントアカウントを作ることができ、夫婦それぞれがキャッシュカードと小切手を利用することができます。

4. 送金

日本への送金は、銀行支店窓口で手続きが可能です（銀行によっては代理人による書類持ち込みや郵送でも受付可能）。必要な書類は各銀行へ問い合わせてください。

5. 両替

空港、銀行支店窓口、市内両替商にて外貨からルピー、ルピーから外貨への両替が可能です。銀行で両替する場合、外貨からルピーへの交換は、口座からの引き落とし、もしくは現金での取り扱いとなります。いずれの場合も銀行窓口にはパスポートなど本人確認資料と共に、その銀行所定の外貨買取依頼書を提示することで手続きが可能です。ただし、特に現金の場合は、交換ができない連番などが銀行によっては定められている場合があるので注意が必要。ルピーから外貨への交換は、取り扱い外貨の種類が限られていたり、口座保有者のみ両替可能な場合があるので、事前に確認すること。またパスポートや航空券の提示が必要な場合もあります。

クレジットカード

インドでもクレジットカード利用可能な店舗が増え、利用者も多くなっています。VISA、Master、American Express、Diners など、多くの国際クレジットカードが利用可能なので、日本で取得したクレジットカードを携行するといいいでしょう。インドに来てから口座開設した銀行のクレジットカードを作成することもできます。当地進出の邦銀は取り扱っていませんが、地場銀行や欧米系銀行が VISA、Master、American Express などの国際カード会社と提携したものがあります。ただし、スキミング対策や情報管理には日本以上に注意が必要です。

主な銀行

※銀行により可能なサービスや諸手続きの方法が異なるので、銀行に問い合わせること。

三菱東京 UFJ 銀行

<http://www.bk.mufg.jp/global/>

住所：Jeevan Vihar, 3, Parliament Street, New Delhi

TEL：(011) 41003456

FAX：(011) 41003155

※いくつかの邦銀が当地に支店を出していますが、法人のみを対象にしています。

Standard Chartered Bank

<https://www.sc.com/in/>

カスタマーサービス：(011) 66014444

Citibank

<http://www.online.citibank.co.in/>

コールセンター：(0124) 2542484

HSBC http://www.hsbc.co.in/in/ コールセンター：(011) 23738989(銀行), (011) 23739696(クレジットカード)	ICICI Bank http://www.icicibank.com/i カスタマーケア：(011) 33667777
--	--

保険について

<赴任前の保険>

1. 海外旅行障害保険

インドにおいても医療保険、傷害保険に加入することは可能ですが、その場合、通院は補償の対象となりません（インドでは24時間以上の入院・後遺障害・死亡が補償されます）。また、その補償額は最大でも100万ルピー程度であることから、赴任前に海外旅行傷害保険を手配することをおすすめします。なお、海外旅行傷害保険の主な補償（保険の対象となる項目）は以下の通りです。

- ・傷害死亡（事故・ケガによる死亡保障）
- ・傷害後遺障害（事故・ケガによる後遺障害補償）
- ・傷害治療（事故・ケガによる治療費用補償）
- ・疾病死亡（病気による死亡保障）
- ・疾病治療（病気による治療費用補償）

上記の他、特約保険料を支払うことで次の補償を追加付帯することが可能です。

- ・生活賠償責任（赴任中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊し、法律上の賠償責任を負わされた場合の補償）
- ・緊急一時帰国費用（親族の死亡・危篤などにより緊急一時帰国した際の交通費・宿泊費などの補償）

※赴任前に各企業・所属団体などの福利厚生窓口で疾病・傷害関係の保険について相談してください。

※通院の際、保険会社が提携している病院であればキャッシュレス対応が可能なので、必ず保険証券を携行してください。提携病院については各保険会社に問い合わせしてください。

※海外旅行傷害保険は現地では加入できません。

2. 自動車保険の中断

赴任に伴い自動車保険契約を解約する場合、保険会社に中断証明書を発行してもらうことにより、新たに車を購入し自動車保険を再契約する際に、解約時の等級（割引制度）を引き継ぐことが可能です。

※保険会社により中断制度の条件・有効年数・内容が異なるため、各保険会社へ確認してください。

<赴任後の保険>

1. 持ち込み家財などの火災保険

インドで保険手配を行います。持ち込み家財だけでなく、借家が事故により損壊した場合の大家さんに対して負担する損害賠償金を補償します（借家人賠償責任補償）。火災だけでなく、風災や水災などによる損害も対象となります。地震損害は火災保険の特約として追加で付帯することが可能です。

2. 自家用自動車保険

インドで自動車を購入する場合、自動車保険の加入が義務付けられています。各保険会社の代理店、カーディーラーで保険の加入が可能です。また、インドでは「自損自弁」という、相手に非がある自動車事故でも自車の被害は自己負担で修理を行う慣習があるため、車両保険の付帯をおすすめします。

※赴任後の保険についてはインド進出の日系保険会社がありますので、必要に応じて各種保険についてアドバイスを求めるといいでしょう。

3. インド進出の日系保険会社

IFFCO-TOKIO General Insurance（東京海上日動火災のインドにおける合併会社）

TEL：09810570854、09650975832（日本語対応）

Cholamandalam MS General Insurance（三井住友海上のインドにおける合併会社）

TEL：09810443415（日本語対応）

Universal Sompo General Insurance（損保ジャパンのインドにおける合併会社）

TEL：09873595951（日本語対応）

(参考) 健康保険の海外利用

組合健康保険・政府管掌健康保険など、公的な医療保険の加入者が海外滞在中に支払った医療費は、「海外療養費」として払い戻し請求ができます。

給付額は、日本国内での保険医療機関などで給付される医療費が標準とされ、実際に支払った額から被保険者の一部負担（3割）に相当する額を差し引いた額が払い戻されます。ただし、医療費水準は国・地域によって異なるため、日本の標準額を上回る場合は、超過分は自己負担になります。この制度を利用すれば、海外旅行傷害保険に入るのを忘れても、海外で病気になったりケガをしたりした時の費用負担が軽減されます。詳しくは、それぞれの所属企業・団体の人事部や健保組合など、福利厚生窓口にお問い合わせしてください。

参考サイト

<http://allabout.co.jp/study/homestay/closeup/CU20030706/>